

岩沼市特定事業主行動計画の実施状況報告書

(公表：令和4年3月31日)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項及び第21条並びに次世代育成支援対策推進法第19条第5項の規定に基づき、令和3年度の実施状況について、次のとおり公表します。

1 目的

仕事と子育ての両立について職員が理解し、また、女性職員の個性と能力が十分に発揮されるよう協力し合う職場環境を目指す。

2 次世代育成支援対策の推進について

(1) 主な取組内容

- ・育児休業中職員と適宜連絡をとり、円滑な職場復帰に配慮した。
- ・所属長への啓発等を通じ、計画的な年次休暇等の取得や時間外勤務の縮減に取り組み、ワークライフバランスへの配慮を行った。

(2) 達成状況

- ・男性職員の育児休業取得率・・・ 10%
- ・女性職員の育児休業取得率・・・ 100%
- ・男性職員の配偶者出産時の休暇取得率・・・ 30%

3 女性職員の活躍の推進について

(1) 主な取組内容

- ・各種研修に女性職員を派遣し、将来管理的地位にある役職を担える女性職員の育成（能力開発及び人材育成）を図った。
- ・所属長への啓発等を通じ、計画的な年次休暇の取得や時間外勤務の縮減に取り組み、男性職員も育児参加のための休暇等を積極的に取得できる職場環境の整備に努め、ワークライフバランスへの配慮を行った。

(2) 達成状況

各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

【前提：令和3年4月1日を基準日として算出（労務職員を除く。）】

		7級	6級	5級～4級	3級	2級～1級	計
男性職員	人数(人)	7	21	29	36	58	151
	割合(%)	2.2	6.8	9.4	11.6	18.7	48.7
女性職員	人数(人)	0	5	15	50	89	159
	割合(%)	0	1.6	4.9	16.1	28.7	51.3
計(人)		7	26	44	86	147	310

※全体で100%になるよう小数点以下を調整している。

- 現状：職員全体の年齢構成によるものも大きいと考えられるが、7級職から4級職までにおいては、女性職員の占める割合が低い。一方、3級以下の若年層においては、女性職員が占める割合の方が高い。

管理職職員に占める女性職員の割合

【前提：令和3年4月1日を基準日として算出】

- 現状：管理職（ここでは、管理職手当対象者と定義する。）の割合は、対象者36人中、男性28人（77.8%）、女性8人（22.2%）である。なお、女性管理職8人の内訳は、課長職5人、保育所長3人である。

採用した職員に占める女性職員の割合

- 現状：令和3年4月1日採用の新規採用職員のうち、50.0%が女性職員である。

男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

【前提：令和3年度中の取得職員を対象として算出】

- 現状：女性職員の取得率は100%で、平均取得期間は1年超となっている。男性職員の取得率は10%（前年度（令和2年度）は、取得なし）

男性職員の配偶者出産時の休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

【前提：令和3年度中に出生児のあった職員を対象として算出】

配偶者出産時の休暇の取得者：3人

育児参加のための休暇取得者：2人

- 現状：令和3年度における男性職員の配偶者出産時の休暇取得率は30%であり、取得平均取得日数は1.7日間（最大2日間）であった。また、育児参加のための休暇取得の平均日数は5日であった。